「図説建築法規第4版第1刷正誤表

*下線は訂正する箇所を示す。

頁	誤	正
18 頁	(イ) 特定主要構造部(主要構造部のうち、防火	
(表 9	上及び避難上支障がないものとして令第 108 条	削除
欄外)	の3で定める部分以外の部分)が、次の①又は②	刊味
1 行目	<u>のいずれかかに該当するものであること。</u>	
85 頁	なお、法第27条第1項に規定する特殊建築物の	特定主要構造部
8 行目	主要構造部の性能・・・・	村化土安悟坦司
	主要構造部を耐火構造とした建築物又は準耐火	準耐火建築物 (特定主要構造
89 頁	建築物【イ準耐に限る(1 時間準耐基準に適合す	部を耐火構造とした建築物
表上欄	るもの)】(特定主要構造部を耐火構造とした建築	を含む) であって 1 時間準耐
	<u>物も含む)</u>	火基準に適合するもの